

富士市コンベンション等開催事業補助金交付要綱

平成27年3月31日
()
告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンション等の誘致及び留置を促進し、本市の観光振興を図るため、コンベンション等の主催者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション等」とは、次に掲げる催しであって、県外からの参加者があるものをいう。

- (1) 学会（学術研究団体が主体となり、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論を行うための集会その他これに類するものをいう。）
- (2) 大会・会議（団体の構成員等が特定の課題に対して意見の発表及び討論を行うための集会その他これに類するものをいう。）
- (3) スポーツ大会（団体の構成員等がスポーツ技術の向上及び発展のために行う競技会その他これに類するものをいう。）

2 この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を行う施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するコンベンション等で、本市の観光振興に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 本市を会場として開催されるものであること。
- (2) 開催期間内における市内の宿泊施設へのコンベンション等の参加者の宿泊総数（以下「述べ宿泊数」という。）が100泊以上となること。
- (3) 国又は地方公共団体が主催又は共催をするものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるものでないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 延べ宿泊数に500円を乗じて得た額（50万円を限度とする。）
- (2) コンベンション等の参加者の送迎バスの借上料に2分の1を乗じて得た額（7万円を上限とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市コンベンション等開催事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション等に係る収支予算書
- (2) 延べ宿泊数に係る計画書
- (3) 送迎バスに係る運行計画書及び借上料の見積書の写し

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市コンベンション等開催事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 申請者は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ富士市コンベンション等開催事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、コンベンション等が終了した日後1月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション等に係る収支決算書
- (2) 延べ宿泊数を証する書類
- (3) 送迎バスに係る運行実績書及び借上料の領収書の写し

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市コンベンション等開催事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。